

化学物質管理政策をめぐる 最近の動向について（総論）

令和4年1月
経済産業省製造産業局
化学物質管理課

我が国の化学物質管理制度について

有害性		暴露		消費者	環境経由		排出・ストック汚染		廃棄	軍縮・危機管理		
		労働環境										
人の健康への影響	急性毒性 短期間の影響で死に直結する毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	毒劇法 ・毒物（青酸カリ等）、劇物（硫酸等）など	農薬取締法	化審法	化管法	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	化兵法 ・過去化学兵器製造に用いられたもの等が対象 ・サリンやVXガスなど
	長期毒性 人の健康等を「じわじわ」と蝕む毒性											
生活環境への影響（動植物を含む）		・環境経由で、人健康や生態影響を及ぼす化学物質が対象（PCB等） ・事前審査＋リスク評価										
オゾン層破壊性		・PRTR、SDS（情報の開示・共有） ・企業の自主的管理促進										
温室効果抑制		フロン排出抑制法										

※経産省所管は緑色の6つの法令

化学物質管理課所管法令と国際条約

国際条約	法律
<u>ストックホルム条約（2001年採択）</u> PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。	<u>化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立）</u> - 化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。 - 新規化学物質及び既存化学物質が環境を経由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。
<u>PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年）</u> 事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。	<u>化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立）</u> - 事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。 - PRTR制度：事業所（3.3万）の排出・移動量公表 - SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠）
<u>モントリオール議定書（1987年採択）</u> オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。	<u>オゾン層保護法（オゾン法）（1988年成立）</u> - モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。 <u>フロン排出抑制法（2001年成立）</u> - フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。
<u>化学兵器禁止条約（1992年採択）</u> - サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。 - 国際機関(OPCW)に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。	<u>化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立）</u> - 化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。 - 特定物質（サリン等）の製造・仕様等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。
<u>水銀に関する水俣条約（2013年採択）</u> 水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に係る規制に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。	<u>水銀汚染防止法（2015年成立）</u> - 水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。 - 水銀及びその化合物を使用した製品の製造等を規制。

化学物質管理政策の最近の動向について

1. 化審法（化学物質審査規制法）

- ・ **ストックホルム条約**における**廃絶対象物質の追加**を受け、**政令を改正して2021年10月**からジコホル、PFOA及びその塩の規制開始。PFOA関連物質については、今後、政令改正予定。

2. 化管法（化学物質排出把握管理促進法）

- ・ 化管法の**対象物質選定の基準（製造・輸入量→排出量）**を改訂し、**対象物質の見直し**のため**政令を改正**。2021年10月公布、2023年4月施行予定。

3. オゾン層保護法／フロン排出抑制法

- ・ モントリオール議定書のキガリ改正を受け、**代替フロンの段階的削減**を2019年1月から開始。
- ・ フロン法は、温対計画に定める機器廃棄時のフロン類回収率目標の実現等に向け、**機器廃棄時のフロン類回収の取組強化**を図るため、2019年6月に改正。2020年4月から施行。
- ・ 「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標等の実現に向け、**2021年10月に地球温暖化対策計画を改定**。代替フロンの排出量は2013年度比▲55%に深掘り。

4. 化兵法（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律）

- ・ 化学兵器禁止条約における**規制対象物質の追加**を受け、**化兵法政令を改正**し、2020年6月から施行。

5. 水銀規制（水銀汚染防止法、外為法）

- ・ 2020年末に使用製品（電池、蛍光灯、スイッチ・リレー、計測器等）の規制を開始。
- ・ **水銀法施行後5年が経過**するため、**施行状況の検討を行い、必要に応じ所要の措置を講じていく**予定。

6. 化学物質管理に関する横断的な取組等

- ・ 申請手続きの簡素化やデジタル化促進の観点から、申請手続きの見直しを実施。目下**2020年末に申請に際しての押印廃止**を実施、**2025年までにすべての手続きをオンライン化**すべく検討を開始。
- ・ 国際的な議論や海外規制動向等を踏まえ、“新しい化学物質管理”の必要性についての検討